

# 本人確認資料一覧表

個人情報の保護や不正な手段による証明書等の取得、虚偽の届出などを防止するため、平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が一部改正されました。

これにより、平成20年5月1日からは、窓口等において戸籍謄・抄本や住民票の写しなどの証明書を請求する方、住所の異動届、婚姻届、離婚届などを提出する方の「本人確認」が法律上のルールとなりました。

本人確認は運転免許証やパスポート、マイナンバーカード(顔写真入りのプラスチック製カード)など、官公署が発行した顔写真付きの身分・資格証明書(有効期限内のもの)のいずれか1点の提示により行います。

なお、これらをお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳、介護保険証などの本人確認ができる資料を複数(2点以上)組み合わせて提示していただきます。

本人確認ができる資料及び提示方法(組み合わせ・提示数)は、次のとおりとなります。

## A. 1点の提示で本人確認資料となるもの(有効期限内のもの)

1	マイナンバーカード(個人番号カード)	14	特種電気工事資格者認定証
2	運転免許証	15	航空従事者技能証明書
3	旅券(パスポート)	16	運航管理者技能検定合格証明書
4	在留カード・特別永住者証明書	17	動力車操縦者運転免許証
5	住民基本台帳カード(顔写真付)	18	教習資格認定証
6	海技免状	19	警備業法に規程する合格証明書
7	小型船舶操縦免許証	20	障害者手帳(身体・療育・その他)
8	猟銃・空気銃所持許可証	21	都道府県・市区町村立学校の学生証(顔写真付)
9	戦傷病者手帳	22	国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書(船員手帳・耐空検査員の証など)
10	宅地建物取引士証		
11	電気工事士免状	23	運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付されたもの)
12	無線従事者免許証		
13	認定電気工事従事者認定証		

## B. 「24～34」のうち、2点を提示して本人確認資料となるもの(有効期限内のもの)

24	健康保険証	30	共済年金または恩給の証書
25	船員保険証	31	発行後3ヶ月以内の印鑑登録証明書及びその実印
26	介護保険証	32	生活保護受給者証
27	共済組合員証	33	国際運転免許証
28	国民年金手帳	34	外国で発行された運転免許証
29	国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書		

## C. 上記「B」のうち1点とあわせて提示して本人確認資料となるもの(有効期限内のもの)

ただし「35～37」から2点の提示では本人確認資料とすることはできません。

35	国・私立学校法人等の学生証(顔写真付)	37	国または地方公共団体が発行した顔写真のある資格証明書(Aに該当するものを除く)
36	社員証(顔写真付)		

法務省による「戸籍窓口での本人確認ルール」は [こちらをクリック](#) してください。

※朝霞市では戸籍に関する届出や証明書の取得だけでなく、住民票の写しの取得においても、法務省の本人確認ルールに基づいた本人確認を実施しています。ご協力をお願いします。